

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。(事前審査型)

令和 7 年 (2025 年) 6 月 27 日

収支等命令者

佐賀県 県民環境部 有明海再生・環境課長 古賀 浩一

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和 7 年度佐賀空港周辺航空機騒音調査業務
- (2) 委託業務の仕様等 別紙仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 (2026 年) 3 月 13 日 (金曜日) まで
- (4) 履行場所 佐賀県有明海再生・環境課が指定する場所

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の 6 箇月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 佐賀県における令和 7・8 年度建設業者施行能力等級表 (建設関連業) に環境調査の登録をしている者であること。
- (6) 計量法 (平成 4 年法律第 51 号) 第 107 条の規定に基づく計量証明事業登録 (音圧レベル) をしている者であること。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添付の上、令和7年7月4日（金曜日）17時までに下記の担当課に持参又は郵送（7月4日（金曜日）17時までに担当課へ必着）してください。郵送による場合は、書留郵便により、「令和7年度佐賀空港周辺航空機騒音調査業務に係る書類在中」と封書の表に朱書きすること。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

提出書類	・入札参加資格確認申請書 ・営業概要書 ・計量証明事業登録証の写し
------	---

担当課
郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県県民環境部 有明海再生・環境課 生活環境担当 電話 0952-25-7774 E-mail ariakekaisaisei@pref.saga.lg.jp

4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査の上、入札参加資格の適否を決定します。
入札参加資格の確認結果は、令和7年7月11日（金曜日）までに通知します。

5 入札書の提出場所等

(1) 仕様書等に関する問合せ先

3の担当課に同じ。

(2) 入札説明会

実施しません。

(3) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 令和7年7月18日（金曜日）13時30分

イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目5番14号
佐賀県庁 旧自治会館 1階 6号会議室

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札又は郵便による入札
(入札書を郵送する場合は書留とし、令和7年7月17日（木曜日）17時までに3の担当課に必着とします。到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開札しません。また、封筒に「令和7年度佐賀空港周辺航空機騒音調査業務入札書 在中」と朱書きしてください。)

(4) 入札に関する事項

入札は、本人又はその代理人が行うこととします。ただし、代理人が入札をする場合は、

入札前に委任状の提出をしてください。

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせて行います。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除します。

②契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除します。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名等について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 一人で二以上の入札をした者
- オ 代理人でその資格のない者
- カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。
- ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、郵送により入札書を提出した者が再度入札に立ち会っていない場合は、2回目の入

札を辞退したものとみなします。

- エ 入札は原則 2 回を限度とし、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがあります。

(6) 問合せ先

佐賀県県民環境部有明海再生・環境課 生活環境担当

TEL 0952-25-7774

E-mail ariakekaisaisei@pref.saga.lg.jp

※ 3 の担当課と同じ